

平成28年第2回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月22日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時28分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院事務局長	加藤浩美君

---

教育委員会 委員長	五十嵐紀子君	教育委員会 委員長	安川登志男君
--------------	--------	--------------	--------

教育委員会  
生涯学習部長

村上正俊君

---

農業委員会  
会長職務代理者

飛世 薫君

農業委員会  
農事事務局 会長

金 章君

---

監査委員

吉田博行君

監査委員  
局長

竹内雅彦君

---

### 事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局  
議総務課 局長

岡崎浩章君

議会事務局  
議総務課 主査

前畑美香君

議会事務局  
議総務課 主任主事

粕谷幸広君

---

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告終わります。

○議長(丹 正臣君) ここで、副議長と交代いたします。

---

○副議長(谷口隆徳君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。16番 斉藤 昇議員。

○16番(斉藤 昇君) (登壇) 第2回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

通告していた質問事項のうち社会資本整備総合交付金の削減にかかわっては、昨日、大西議員から質問があり、経過や現状、影響や今後の見込み、更に士別市としての対応などについて、種々、市長から答弁があったところであります。したがって、おおむね質問を予定していた内容については理解ができたので、この機会に少しだけ申し上げておきたいと思います。

聞くところによれば、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金は昨年度全国の要望額に対して59%しか配分されなかったとのことであり、また、文科省などの各省庁が所管する震災復興関連予算や公共施設の耐震化の補助金については、全国的な予算不足に対応するため財務省が一括予算配分しており、その結果、地方の実態などの考慮もなく切り捨てられているようでもあります。

加えて、国は重点配分に向けた要件を更に強化するようであり、都市部には予算が回るものの本市を初めとする地方の配分が薄くなり、地方の経済や活力にも悪影響を及ぼすことになるのであります。地方へのさまざまな補助金や交付金を削減する一方で、安倍政権が打ち出している一億総活躍社会などの新たな政策を進めるため、その財源確保に向けられているのではないかと判断をせざるを得ない状況にもあります。

地方創生と言いながらも、地方にとって重要な施策の事業の財源を切ってしまうようであれば許しがたい状況であり、本末転倒と言わざるを得ません。牧野市長には、ぜひ国に対して、地方の実情を理解し、地方の疲弊を招かないよう市長会なども連携しながら強く求めていただくよう申し上げます。

公共施設マネジメント計画については、昨年第3回定例会において、策定に向けての背景やその基本的考え方、更に総務省が示した公共施設等総合管理計画との関係性などについても伺うとともに、策定スケジュールや市民の意見聴取の考え方についても答弁をいただきました。

現況調査を実施し、集計、分析作業を進めているとのことであり、昨年度末には公共施設白書も取りまとめられたようでもあります。本年度に入り2カ月が経過した中、いよいよマネジメント計画の策定も本格化していると思うのであります。市民の意見を聴取する機会としては、次期総合計画の策定に向けて設置した検討市民委員会で議論が開始され、過日実施された市民アンケート調査も、この委員会での協議も経て実施されたと伺っております。そこで、この検討市民委員会では、どのような内容について議論され、委員の皆さんから出された提言や意見の内容は具体的にどのようなものがあつたのか、また、それらはその後どのように反映されているのか初めに伺いたいと思います。

一方、行政からは、どのような説明が行われたのか。例えば人口推計の考え方についてはどのように示したのか。将来の公共施設のあり方の考え方を考える上では、本市の人口はどうなっていくのか、その推計も大きな検討要素の一つであり、昨年10月に策定された地方創生総合戦略においては人口ビジョンとして人口の考え方が示されているが、これらについても整合性のある説明がなされたのか。

また、公共施設白書に対する説明やマネジメント計画の策定方針などについての意見も聴取されたと思うが、そのほかにはどのような論点のもとで意見をいただき、具体的にはどんな声があつたのか伺っておきたいと思います。

次に、市民アンケート調査について伺いたいと思います。

今回のアンケートは、どのような趣旨で実施され、その結果を求めるために必要な情報の提供はなされているのか。この問題に限らず市民の皆さんの判断を仰ぐためには、その判断のために必要な情報をしっかりと提供することが不可欠であると思います。

公共施設のあり方を問うに当たっては、各施設の利用実態や設備などの現状、維持管理に要している経費などの情報の提供も必要と考えるが、それらはどのようになされるのか。当然、検討市民委員会の中でも情報提供があり、その説明もあつたと思いますけれども、この委員会での説明にとどまらず、今後も広く市民に情報提供をしていく考えであるのかも伺っておきたいと思います。

あわせて、この際、計画策定の経過や委員会の状況などについても広く市民の皆さんにお知らせする必要があると考えるが、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

今議会初日の行政報告でも示されていたが、マネジメント計画の内容については次期総合計画に反映させるとのことであるが、どのように反映していく考えなのかお聞かせください。

人口減少と少子高齢化、更には厳しさを増す財政状況の中で、市長が言われているように元気なまちを実現するためには、厳しい現状にあつても市民の皆さんが心が冷え込むことなく前向きな志を持って、市民、議会、行政が一丸となってまちづくりを進めていく必要があると思います。こうしたことから市民の皆さんが将来に希望の持てるような総合計画の策定が必要であり、そこに盛り込まれていくマネジメント計画が市民の地域活動や生涯学習活動を衰退させるような内容になることは望ましくないと思います。もちろん経費の面からも適切な維持管

理の方針を示さなければならないが、その一方で、さまざまな公共施設が軒並み廃止されるようでは、次代を担う子供たちの希望さえも失われてしまわないかと危惧する声もあります。特に出張所地区などにおいては、生活の利便性や地域の活力が低下しないような配慮も必要と考えるが、いかがでしょう。

次期総合計画の策定に当たっては、出張所地区など細かく地域の意見を聞くワークショップも設けられるとのことであるが、マネジメント計画の策定においても地域の声をしっかりと聞いていく考えなのか改めて伺っておきたいと思います。

あわせて、議会との協議も含め、今後のスケジュールについても最後に伺っておく次第であります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、社会資本整備総合交付金事業の関係につきまして御質問、御意見を賜りました。

この問題につきましては、昨日、大西議員の御質問に対して答弁を申し上げたところでございますけれども、一言申し上げておけば、総合交付金事業が制度としてでき上がったときに、私どもは従来の個別補助金制度と違いまして、需要度が非常に地方自治体においては高くなる。そしてまた知恵、創意工夫をすることによって、これを着実に遂行できるということで、そういった意味では、土別のみならず、全国的にも大きな期待を寄せていたのが実態でございます。

しかしながら、昨年度より特に道路、公園、上下水道においては、非常に当初要望額よりも大幅な削減に落ち至っているのが現状であります。昨日も申し上げたんでありますが、この状態でいきますと、総合計画で掲載をしてございます議会の議決もいただく、この事業が事業費の増大等とも伴って見直しもかけなきゃならんような状況にも陥るといことも申し上げた次第であります。

地方創生元年ということで、それぞれの自治体が知恵を出しながら、今、地方創生に取り組んでいるわけですが、このような生活基盤に直結する社会資本整備総合交付金事業の削減が続くとなれば、まさにまちづくりに衰退を及ぼすものでありますし、地方創生に逆行するということになりかねないわけであります。そういったことから、全道市長会におきましても、しっかりと要望を重ねようということでもう既に要望書を上げて取り組んでございますし、先日開催されました全国の市長会においても、全ての9ブロックが社会資本整備総合交付金についてはしっかりとした体制でつけていただくようにということで、配分率の向上も目指して要望していくことになってございますので、私も先頭に立って頑張っていきたい、このように改めて決意を申し上げておく次第であります。

先ほどの質問でございます。公共施設マネジメント計画についてお答えをいたします。

初めに、検討市民委員会での議論経過についてです。

今計画の策定に当たっては、まず昨年度において市の保有する公共施設の現況調査を実施し、

施設分類別に整理した内容を公共施設白書として本年3月に取りまとめ、施設全体の見える化を図りました。今年度に入ってから、この白書をもとに公共施設にかかわる課題を整理し、今後のあり方を検討するための基本方針を策定したところです。

一方で、公共施設のあり方を検討する上で不可欠となる人口推計については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンとの整合を図り、2060年で約1万1,000人として白書に盛り込みました。検討市民委員会では、この人口推計やこれまでの人口推移を初め、施設の老朽度や利用状況、運営に係るコスト、施設の建てかえ費用など、それぞれ項目について説明してきたところです。

これまでの議論では、「施設ごとの利用状況を踏まえて検討していくべき」、「公共施設の見直しには厳しい現状認識が必要」との内容のほか、「施設の耐震化を計画的に進めていくこと」、「施設を有効活用し、使用料収入を確保するため利用者を増やしていく方策を」といった意見も出されてきたところです。

こうした意見も踏まえて策定した基本方針では、将来にわたって市民に必要とされる行政サービスを持続的に提供していくために3つの方針を設定しました。1つ目には、公共サービス提供のあり方や公共施設の配置を見直し、最適化を図ること、2つ目には、公共施設の管理や運営方法を見直し、効率化を図ること、3つ目には、安全・安心を第一に、今ある公共施設を長寿命化することであり、それぞれの方針について更に具体的な取り組みの視点を設定したところです。

次に、市民アンケート調査と情報提供についてです。

本計画の策定に当たって、まずは公共施設の利用状況や現況に対する評価、更に今後のあり方について、広く市民の皆さんの御意見をお伺いするため、16歳以上の2,000名を対象としてアンケート調査を実施しています。このアンケートの実施に当たっては、公共施設の現状と課題を概括的にまとめたチラシを同封し、人口推計、施設の保有状況や老朽化の度合い、将来の更新費用など必要な情報をお示しした上で御協力をお願いしているところです。また、情報提供の面では、公共施設白書の概要を5月号の広報でお知らせしているほか、計画策定の基本方針を掲載した6月号以降も順次、策定状況についてお知らせしていく考えです。

なお、白書の詳細については、ホームページや庁舎ロビーの情報公開コーナーでも公表していますが、今後においては説明会なども開催しながらマネジメント計画の策定に向けての情報提供に努めてまいります。

次に、地域の声の反映と今後のスケジュールについてです。

本計画の策定に向けては、これまで士別市振興審議会を初め、次期総合計画策定検討市民委員会を中心に協議を進めてきており、引き続き検討、協議をお願いしていくとともに、総合計画の策定と連動させ地区別ワークショップを開催するなど、それぞれの地域における御意見も伺ってまいります。

また、市民アンケート調査については、先週17日を締め切りとしており、回収率は約40%と

なっています。今後、集計分析作業を行ってまいります。その結果や今後の検討のもとに年内には議会との協議を行い、本年度中に施設の延べ床面積や総体的費用の縮減等の数値目標を定めた基本計画を策定します。

基本計画の計画期間については20年から30年程度と考えており、基本計画に基づく各施設のあり方の具体的な見直し等にあつては、総合計画の策定時を初め、地域住民や利用者の方々との協議を適宜行ってまいります。

本計画は今後の士別市の将来像を見据えて人口減少や市民ニーズの変化に応えながら行政サービスの質を確保していくものであり、市民利用の視点やコスト分析に基づいて社会情勢の変化に対応した施設と機能の見直しなどを進めていくことが必要です。公共施設のあり方について、市民、議会、行政における現状認識の共有を図るとともに、優先度に応じて的確に次期総合計画へ反映していくことで実効性を確保してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 今回の市民アンケートの集約率が40%だと。それらの集約された中には、大体どのような意見が反映されているのか。詳しくというよりも、おおまかなもの、40%というのはちょっとやはり、せいぜい50%以上ぐらいは目指したいところだなという気がしますけれども、集約率についてはどのようにお考えになっているか、この際伺っておきたいと思えます。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 齊藤議員の再質問にお答えをいたします。

今回のアンケート調査については、ただいま市長から答弁申し上げましたとおり、先月の下旬に、16歳以上の市民2,000名の抽出ということで、郵送による配布、郵送による回収ということで進めてまいりました。

一般的に、そういった手順、手法の場合、30%台というところが大きな目安と。今回のアンケート調査に関しましては、おおよそそこで得られる標本数については、すみません、今数値がちょっとわかりませんが、いずれにしても、今出ている40%を下って30%程度でも、おおよそその標本数としては確保できるという状況となっております。

確かに、おっしゃるように、多く、場合によってはこの半数以上をいただくというところは理想ではありますが、目標としている回答数を得られておりますので、この内容をもって分析をしていけるものというふうと考えております。

ただ、しかしながら、その内容によっては、やはり生の声をお聞きしないとわからないこともありますので、先ほども市長からあったように、今後説明会等も開催をしながらそういった細かい意見も伺ってまいりたいというふうに思っています。

なお、回答の内容での状況等については、今まさに回収作業をしてきたところですので、内容についての把握、こういった特徴ある意見があるのかということについては今後の作

業の中で整理してまいりますので、その結果が出るまでお待ちをいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 11番 十河剛志議員。

○11番（十河剛志君）（登壇） 平成28年第2回定例会に当たり、通告に従い一問一答で質問させていただきます。

1項目めは、健康マイレージ制度導入について質問いたします。

健康マイレージ制度については、昨年の第1回定例会において、26年に文教厚生常任委員会で行政視察をした袋井市の健康マイレージ制度を紹介し、健康づくりの関心を高め、健診受診率の向上をさせることにより健康寿命の延伸を図り、また介護予防及び医療費の適正化につながる健康マイレージ制度の導入の考えをお聞きいたしました。

そのときの答弁は、厚生労働省においても健康づくり促進の動機づけを行うための方法として検討されているところでもあり、健康マイレージ制度は健康寿命の延伸に向け市民の健康づくりの関心を高めることや健診受診率を向上させるための一つの方策として一定の効果があるものと考えているところです。今後、本市において、介護予防、医療費の適正化及び健康寿命の延伸を図るため、どのような取り組みがより効果を上げることができ、持続可能な市民運動として定着させていけるかなど健康マイレージ制度の導入も視野に入れ、保健推進委員など市民との対話を通じ検討するとともに健康マイレージ実施市町村の事業成果や厚生労働省の検討結果を注視しながら調査研究してまいりたいと答弁をいただいております。

健康マイレージ制度を導入している自治体は、全国を見ても増えてきております。北海道においても昨年10月現在で23市町村が実施し、実施予定が4市町村であり、実施に向け関心があると回答している市町村は72市町村となっております。隣の名寄市でも、自主的な健康づくりや健診イベントへの参加で達成賞がもらえ、地場製品が抽せんで当たるなよろ健康マイレージを実施しています。

全国各地の健康マイレージの中には、国と6都市が提携して行っているスマートウェルネシティの健康ポイントプロジェクトでは、歩くことで最大2万4,000ポイント、2万4,000円相当がもらえ、ローソンなどで使えるポンタや商品券に交換できる。そのほかにも、最大2万5,000円分の商品券やタニタグッズと交換できる新潟県長岡市のながおかタニタ健康クラブなど豪華なポイントがもらえるものもあります。

士別版健康マイレージ制度の導入の時期として、子供から高齢者まで全ての市民の健康増進及び地域コミュニティの推進を図り、もって地域福祉の向上に寄与する施設として建設されたいきいき健康センターの開園時期が一番効果的でタイミングもいいのではないかと考えます。いきいき健康センターの事業と健康マイレージ制度を組み合わせることにより両方の事業のPRにつながり、より一層盛り上がりを期待でき、よい動機づけになるのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。



各自治体で行っている健康マイレージ制度は、対象年齢やポイントの交換、期間などさまざまな形で行っております。健康マイレージ制度を積極的に行っている愛知県、静岡県、山形県を調べてみますと、対象年齢の多いのは20歳以上が44.6%、続いて18歳以上が33.8%、市町村全員を対象にしているのが10.8%と18歳以上の市町村全員というのが全体の約90%を占めています。また、実施期間においても各市町村で異なりますが、通年や年度をまたいだりというのが52.3%で多く、次いで年度内の10カ月間で行っているところが14.9%となっていました。

私は、多くの市民が参加して日常的に健康意識ができるような形がいいのではないかと思いますし、豪華なポイントや記念品などは、ふるさと納税の異常な返礼品のときのように長くは続かないと思っております。昨年紹介した静岡県袋井市の健康マイレージでは、たまったポイントをスマイル報奨金として、保育園、幼稚園、小・中学校への寄附ができる仕組みになっており、平成27年度は54万1,507ポイント、108万3,014円をスマイル報奨金として保育園、幼稚園、小・中学校へ進呈しています。土別市も、このような地域の人々がみんな将来を担う子供たちを支え、応援できるシステムを構築することが健康長寿日本一の取り組みと子育て日本一の取り組みの推進につながるのではないかと思います。

また、過食、偏食などの食生活の乱れ改善のための食育推進と家庭の食卓改善を意図した取り組みや日常生活の乱れを改善する早寝早起き朝ごはん運動との連携、町内会行事への参加など踏み込んだ土別版マイレージ制度を導入すべきだと考えます。

このように健康づくりが人と人、人と社会をつなぎ、人や町を幸せにすることができる健康づくりを市民運動化とし、文化となる仕組みになるような土別版健康マイレージ制度をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

健康マイレージ制度については、平成27年第1回定例会において十河議員から御提言を受け、この間、既に実施している道内23市町村に事業成果等の状況調査を行いながら検証してまいりました。その中で、多くでは各種健診受診率の引き上げを主たる目的に健康マイレージ制度を実施していましたが、事業開始から日が浅いということもあり、健診受診率への効果を含め具体的検証にまでは至っていないところが多い一方で、介護予防事業やウォーキング事業等への参加などの動機づけとしては有益であるとの回答をいただいた市町村もあることから、健康づくりへの動機づけを行うための方策としては一定の効果があるものと再認識したところで。

また、厚生労働省では、本年5月18日に、個人の予防、健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みに関するガイドラインを示すとともに、今年9日には北海道から20歳以上を対象に健康診断やがん検診の受診のほか、市町村が実施する保健事業や介護予防事業に参加した場合にポイントを付与し、協賛企業から提供された特典を交付するといった内容の北海道健康マイレージ事業の実施要領が示され、本年8月からの実施を目指し、各自治体や企業に対し事業への参加を呼びかけるなど、健康づくりに健康マイレージを活用する動きは広がりを見

せている状況にあります。

こうした中、本市におきましては、健康マイレージにかかわる取り組みとして、まずは北海道が実施する事業に参加するとともに、10月1日に開設するいきいき健康センターにおいて、介護予防事業や健康増進活動等に参加された方を対象に健康増進ポイントを付与し、入浴料の助成を行う健康増進ポイント事業の実施を考えています。

そこで、議員御提言の士別版マイレージについてですが、この事業の導入に当たっては、対象者や参加事業の選定、更にはポイントや交換対象の設定など、多くの市民や関係機関の御理解のもと市民運動として継続的な事業として定着させていけるような組み立てが重要であると考えますことから、これらを踏まえ、今後保健推進員などとの協議のほか、北海道健康マイレージ事業やいきいき健康センターで実施する予定の健康増進ポイント事業の効果の検証なども行いながら、更に調査、研究を進めてまいりたいと考えています。

全ての市民が生涯にわたって健康で明るく、元気に生きがいを持って生活していくためには、何よりも健康であることが重要であります。こうしたことから、本市では市民とともに健康づくりの取り組みを一層推進するため昨年3月に健康長寿推進計画を策定し、この計画に基づき地区担当保健師が中心となって、保健推進員や食生活改善推進員と連携しながら積極的に担当地区に入り、直接顔の見える形の家庭訪問や健康づくり活動など地域に密着した保健活動を展開しています。その結果、市民が主体となって実施している健康学習会の実施地区が26年度の5カ所から27年度は13カ所に増加するとともに、特定健診の受診者数も着実に増えており、その効果を実感しているところです。

したがいまして、今後もこの活動を基本としつつ、あわせて市民の健康意識を高めるための士別版健康マイレージの平成29年度からの導入も視野に入れながら健康長寿日本一のまちを目指してまいります。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 十河議員。

○11番（十河剛志君） 1点だけお聞きいたします。

北海道の健康マイレージ事業なんですけれども、これは今市長がお答えになったとおり、6ポイントのポイントをためて健康グッズなどと交換するという仕組みになっているんですけれども、ただ、29年度から参加する意向があると。私はこれも悪いことではないと思うんですけれども、士別は士別なりのやはりマイレージを検討していただきたいと。

その内容については、健診を強化するためにやるのか、それともお年寄りが少しでも外に出てきてもらうような取り組みを強化するためにやるのか、最終的に、そのポイントがいろいろなものをもらうとかじゃなくて、先ほども言った幼稚園や保育所に寄附できるような形、そんな難しくないと思うんですよね。そういうのをやはり少し検討してもらえないか、もう一度ちょっとお答えをお願いします。

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

ただいまお答えしたとおり、調査の結果、一定の健康マイレージの効果はあるということから、まずは、いきいき健康センターの入浴助成と、それから北海道のマイレージへの参加ということで取り組みを進めていきたいと考えておりますけれども、その中で、これらの検証も踏まえながら、来年、29年4月に向けまして、それらの事業をあわせの中で、議員御提言の寄附もできるような形の土別版マイレージ制度、これを包括的にとり行ったほうが望ましいのではないかという判断もございまして、それについて少しお時間をいただきまして十分に調査、研究をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 十河議員。

○11番（十河剛志君）（登壇） 2項目めに入ります。

2項目めは、保育士対策について質問いたします。

今回の質問は、昨年、名寄市立短期大学児童学科の講師をしている友人から、大学を抱える名寄市でも既に保育士不足になっており、土別市も保育士の確保対策に早目に取り組むべきではないかという助言をいただき、土別で働く保育士の方からお話をお聞きし、今回の質問となりました。

最近、よくテレビや雑誌などのメディアで耳にする待機児童の問題。記憶に新しいところでは、今年2月に「保育園落ちた日本死ね」の匿名ブログで一気に議論が燃え上がりました。少子化の進む中、保育のニーズが高まっているため、バブル経済が崩壊した1990年代初めころから共働き世帯が専業主婦を上回り保育所を必要とする親が増え、待機児童問題が顕在化しています。

厚生労働省によると、待機児童は潜在的には全国で85万人いると発表されました。2013年に待機児童ゼロに成功した横浜市に倣い、自治体によっては認可保育園の民間へ開放が進んでいます。施設が増えても解決しないのが保育士の不足です。保育士を確保できず開園がままならないケースも珍しくないとお聞きいたします。職業安定業務統計によると、2014年10月時点の有効求人倍率では、全国1.50倍、北海道は1.08倍、東京4.11倍でありましたが、2015年では、全国1.93倍、北海道1.30倍、東京では5.39倍と年々保育士不足が深刻化しています。

全国の保育士登録者数は2014年4月1日現在、124万6,000人で、認可保育園の保育士数は35万6,000人であり、毎年8月に実施される保育士試験の受験者数は年々増加傾向にあり、2013年は受験者数5万1,000人。そのうち8,900人余りが合格しています。保育士自体は毎年着実に増えています。それでも保育士が不足している理由は、保育士需要がそれ以上のスピードで増えていること、そして有資格者の就業率の低下にあります。

保育士養成施設を卒業し、保育所に就職した人の割合は、2012年卒業者で51.7%にすぎず、厚生労働省の調査によれば、保育所に就職しない理由は、「賃金が希望と合わない」47.5%、

次いで「他業種の興味」43.1%、「責任の重さ、事故への不安」40%、「自身の健康、体力への不安」39.1%、「休暇が少ない、とりにくい」37%、「就業時間が希望と合わない」26.5%となっています。

第1位に上げられている賃金への不満については、実際、保育士の賃金は月額20万7,400円と全業種の平均29万5,700円を大きく下回っており、幼稚園の教員も21万9,600円と保育士と同程度の低水準であります。この背景には、非正規職員の比率が多いことが上げられます。保育士の仕事は体力を使う上、子供を預かる責任が重く、さまざまな保護者との折衝が必要なため精神的な負担も大きい仕事です。非正規職員は正職よりも低い賃金であるにもかかわらず、ほぼ同じ仕事と責任を任されています。加えて、臨時職員は早朝や夜勤など時間外保育を任されるケースも多いと聞きます。

ある地方自治体の社会福祉協議会の調べによると、勤続年数1年以上3年未満の非正規雇用保育士の離職率は46%と半数近くに上がっています。仕事量と責任の負担が見合わず、つらくなってやめてしまう若年層の保育士が非常に多いとわかります。

士別市の認可保育園3園の保育士の状況は、正職員21名、嘱託職員19名、非常勤、産休代替を含め20名と3分の2が非正規職員です。過去3年の士別市の保育士の募集の状況と離職率はどのぐらいなのか教えてください。

東京都福祉局が平成26年に発表した保育士における現在の職場の改善希望状況では、給与、賞与の改善、次に職員数の増員、事務、雑務の軽減、休暇の改善と続きます。大阪府、府中市や横浜市では、保育士を確保するために宿舍借り上げ事業を行っています。

保育の仕事は、子供の安全への目配り、次々と進むスケジュールへの対応、アレルギーなどへの対応、保護者の対応など、一つ一つ責任が重く、その中で保育指針に基づく子供の発達にかかわる働きかけをしなければなりません。

現在、正規職員の産休、育休が多く、それを埋めるための臨時職員が足りない、集まらないとのことですが、発想を抜本的に変える必要があるのではないかと考えます。子育て日本一のまちを目指す士別市として、保育士の確保は大変重要と考えます。保育士確保と職員の待遇改善をどのように考えているかお聞かせください。

政府は日本一億総活躍プランの中で、保育士として技能、経験を積んだ職員について、現在4万円程度を引き上げる方針を決めましたが、この場合、市の嘱託職員と臨時職員の対応はどうなるのかお知らせください。

平成24年の決算審査で松ヶ平議員からもありましたが、嘱託職員は5年以降、何年働いても給与が上がらない状態で保育士が確保できるのでしょうか。20年、30年働ける環境を整えることこそが保育士のモチベーション向上につながり、業務上スキルアップするのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

市立病院を除く士別市の職員構成でも、総職員数610名のうち正職員336名、55%、非正規職員274名、45%、非正規職員の内訳は、嘱託職員111名、臨時職員163名と半数近くの非正規職

員数となっています。財政的なことや定員管理適正化計画などもあり正職員を増やせないことはわかりますが、非正規職員なしでは行政サービスはできない状況になっています。

今後、地方は働き手不足が増えると予想されております。明るく魅力ある職場をつくるためにも非正規職員の待遇改善をすべきと考えますが、市の考えをお聞きいたしまして私の一般質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

士別市の認可保育園3園の保育士の雇用状況などについてのお尋ねがありました。

まず、過去3年の嘱託職員及び非常勤職員保育士の募集の状況についてですが、平成25年度の募集数は、嘱託6人、非常勤3人、採用数は、嘱託2人、非常勤5人、26年度の募集数は、嘱託7人、非常勤5人、採用数は、嘱託3人、非常勤4人、27年度の募集数は、嘱託6人、非常勤4人で、採用数は、嘱託2人、非常勤4人となっており、保育士総数と年間の退職者数をもとに算出した離職率については、25年度は8.1%、26年度は10.8%、27年度は8.6%となっています。

子育て日本一のまちを目指す本市といたしましては、安全・安心な保育を基本理念とし、子供一人一人の特性や個性を尊重して、保護者や地域から信頼される保育を目指し、保育ニーズや保育事情に適切に対応するため国基準を上回る独自の保育士配置基準を定めて保育サービスの向上に努めていますが、ここ数年、募集人数に対して応募が少ない状況が継続していることから、市外からも嘱託職員を募集するなど保育士の確保に努めているところです。

また、保育士の定着に向けては、保育計画や保育記録などの事務の改善や時間内に勤務が終了するよう職員のローテーションに配慮するとともに、育児休業を初め休暇取得等を推進して働きやすい職場づくりに努めているところです。

6月2日に閣議決定された日本一億総活躍プランでは子育て支援の充実が掲げられ、保育人材確保のための総合的な対策の一つとして、保育士の技能、経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金格差がなくなるよう追加的な処遇改善を行うとされました。具体的な内容については、全産業の女性労働者の賃金や保育士の賃金の動向を踏まえ、29年度予算編成過程において検討をするとの方向性が示されたところです。

そこで、市の嘱託職員、臨時職員の対応についてでありますけれども、現在、子ども・子育て新制度に移行した幼稚園などでは施設型給付費として財政措置を受けることとなり、保育士に対する処遇改善が実施された場合には、処遇改善加算として給付費が加算される仕組みとなっています。

一方、市の認可保育園につきましては地方交付税が措置されておりますが、今回の処遇改善の詳細は示されていないため、嘱託職員などの処遇については現在のところ特に変更がない状況であることから、今後も国の動向に注視してまいりたいと考えています。

嘱託職員の賃金については、保育士に限らず6年目以降の昇給がない制度となっていますが、

6年目以降の昇給制度の新設については、厳しい財政状況のもと全体の嘱託職員の昇給を実施することになること、また正職員の年収を上回る職種が一部あることなどから困難であると考えています。

臨時、非常勤職員の処遇については、これまでも改善に努めており、御存じのとおり、以前は臨時職員5年、非常勤職員10年の任用年限を23年度に制度改正し、勤務状況によって1年ごとの任用更新を行いながら、職員より5年長い最長65歳までの任用の継続を可能にするなど短期雇用に対する不安を解消しています。

また、近年においては、賃金の引き上げ改定を実施し、各種手当においても寒冷地手当分となる割り増し賃金の扶養要件を撤廃し単身の世帯主を追加したことや、有資格者の確保を目的に市外から転入する嘱託職員を対象とした住居手当分となる割り増し賃金を新設したこと、通勤手当分についても、月に21日以上勤務する者から10日以上勤務する者へと対象を拡大するなど処遇改善を随時図ってきたところです。

議員お話のとおり、現在の行政運営には、臨時、非常勤職員は欠かすことのできない存在であり、財政状況や職員との均衡を図りながら処遇の改善を適宜検討し、職員を含め働きやすい環境の整備に努めてまいります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 13番 国忠崇史議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 一般質問を行います。

まず最初に、18歳選挙権について幾つかお伺いいたします。

まさに、きょう公示された参議院議員選挙から、選挙権がこれまでの20歳から18歳以上へと拡大されました。このことは、戦前に25歳以上の男子のみが有権者だったものが、戦後、1946年に20歳以上の男女へと拡大されて以来、約70年ぶりのことです。

さて、18歳といえれば多くの人は高校3年生のうちに満18歳に達するわけであり、このたびの選挙権拡大によって全国の高校で対応に苦勞していること自体は理解できます。しかしながら、この件での報道に接する限り、高校生の政治参加や政治活動についての見解が全国的に非常に曖昧だと言えるのではないのでしょうか。

例えば四国の愛媛県教育委員会は高校生の政治活動について全てを届け出制にするとのことですが、こんな対応では憲法違反になる疑いが強いのではないかと考えます。また、北海道教育委員会を含めて各学校の判断に任せる方針をとる都道府県教育委員会も多くありますが、今回は18歳、19歳の国民に対して公民権を全面的に認めることになるのですから、政治活動は基本的に自由であるということが大原則ではないのでしょうか。まずは、この件について本市の見解をお聞きします。

次に、政治活動の定義ですが、どうやら街頭でのデモや集会などを政治活動と捉えて対応を考えている向きが見られますが、私は疑問を持っております。そもそも政治とは、国の政治のみならず、地方政治も大切な政治であることは論を待ちません。例えば本市議会が毎年夏に行

っている議会報告会へ出席して意見を述べることも広い意味で政治活動に当たるのではないのでしょうか。もしも高校生の個人、もしくは団体が本議会に対して意見表明しても、学校側の許可が云々と規制してはいけないし、基本的に規制することはできないと思うのでありますが、いかがでしょうか。

さて、政治活動は基本的に自由であると申し上げた次第ですが、そのことは選挙運動への参加を想定してみたら、よく理解できます。つまり、これからは18歳以上の有権者は、市議会議員や市長選挙、国会議員などの公職選挙において、車上運動員、すなわちいわゆるウグイス嬢などを引き受けることができ、その際、事前に選挙管理委員会に届け出れば一定限度の報酬を受けることができるわけです。このことをもってアルバイトだとして、一々高校に届け出る必要があるのでしょうか。選挙運動への参加は公民権の行使の一環とも考えることができます。この点、市の見解をお聞きするものです。

次に、反対のケースを考えてみます。公職選挙法違反、特に買収については、高校生であっても十分に気をつけなければいけないと思われれます。放課後、何気なく立ち寄ったコンビニエンスストアで同級生にアイスクリームをおごって、「今度の選挙だけどさ、国忠さんに入れてよ」などと持ちかけても立派な買収であることには変わりありません。各学校としては、政治活動の規制に地道をあげるよりも、最悪で懲役刑もあり得るこの選挙違反の点の啓発を生徒に向けて行うことこそ大事ではないかと考えますが、啓発していくつもりはあるのでしょうか。

また、例えば「投票日は部活の大会があるから投票所に行かせないぞ、投票に行く時間なんか確保させないぞ」というのも一種の選挙妨害であります。この点は部活動の顧問などへ徹底しているのかもお知らせください。

最後に、18歳選挙権の件で、1つの論点として私が感じていることなのですが、要は18歳・19歳の市民を政治的に「未熟」な半人前の人間として扱い、投票だけしてください、あとは政治にかかわらないでくださいと言わんばかりの扱いが一部に見られることが今回の最大の問題でないかと思えます。

顧みれば本市は子ども議会で小・中学生に大人と対等に発言させ、意見の一部を政策に反映しているくらいなのです。しかも、子ども議会は既に4回を経過しています。ですから、高校生を含んだ18歳、19歳の市民への選挙権の拡大の対応についても今になって慌てることなど全くなく、当然、彼らが政治的意見、意思を持つ有権者として尊重する用意は既にできていると信じたいものですが、その点の市の構えはどうであろうか、この際伺うものです。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

高校生の政治参加、政治活動については、我が国の未来を担っていく若い世代が国家社会の形成に主体的に参画していくという観点からも極めて重要なことであり、今後、高校生が政治活動として、学校の外においてさまざまな活動に携わっていくものと考えています。

そこで、本市としては、平成27年10月29日付の文部科学省通知、高等学校等における政治的

教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動についてを踏まえ、放課後や休日等に学校の外で行われる選挙運動や政治活動については、これを尊重すべきものと考えており、生徒みずから判断し、行うものと認識しています。

一方、通知では、校長は各学校の設置目標を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で在学する生徒を規律する包括的な機能を有するとされており、政治的活動等が無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解されることから、学校における適切な指導が必要であると考えます。

なお、学校への届け出については、本年3月の北海道議会において、教育長が道教委としては生徒の政治的教養が育まれ、有権者として、みずからの判断で権利を行使することができるよう各学校において適切に指導を行うことが必要であるとの見解を示していますが、本市としても届け出が必要との認識はしていません。

こうした中で、基本的に生徒の政治参加、政治活動については主権者意識をしっかりと身につけてもらうことが重要であり、政治活動が違法であったり、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合などを除き制限や禁止をするものではないと考えています。

次に、生徒の選挙運動についてです。

士別翔雲高校及び士別東高校においては、いずれも生徒がアルバイトを行う場合には学校へ届け出ることとしています。これは、生徒の本分は学業であることに加え、生徒が勤務先等でトラブルに巻き込まれることがないように学校として生徒の安全を確保するために必要な措置であることから、アルバイトとして選挙運動を行う場合には、校則に従い届け出が必要になるものと認識しています。

また、選挙運動は、その内容が多岐にわたっており、また法解釈の判断が難しいケースもあることから、十分な事前学習が必要であると考えます。そこで、士別東高校では、本年1月28日に北海道選挙管理委員会と本市選管が主体となり選挙啓発出前講座及び模擬投票を行ったほか、6月21日には法律事務所の弁護士を講師にお迎えし、18歳選挙出前講座として選挙運動のルールを学習し、理解を深めています。また、士別翔雲高校においても、1月20日に2年生及び3年生の生徒300人を対象に選挙啓発出前講座が実施されています。更に、いずれの高校においても、文部科学省と総務省が連携して作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した授業を進めています。

一方で、教職員に対しては、生徒の公民権の行使に配慮するとともに、期日前投票などの制度の周知について学校を通じて求めてまいります。

今後もさまざまな機会を通じて選挙に関する学習を深めることで、生徒が知らないうちに選挙違反を犯していたという事態が生じないよう適切な対応を学校に求めてまいります。

次に、18歳・19歳の市民を政治的に未熟と扱うのか否かとの御質問についてです。

本市では、24年から子ども議会を開催し、小・中学生からいただいた御意見を市政に反映しています。子ども議会で子供たちがまちや地域をよりよくするために仲間たちと調査研究を重



ね、議会や行政の仕組みを学習し、市に対し提言を行うことは、ほぼ政治活動と同じものであります。

また、21年からは、私が小・中学校を訪問し、子供たちと語り合う子ども夢トークを実施し、いろいろな方面にわたってアイデアをいただくとともに活発な意見交換を行っています。

本市においては、選挙年齢の引き下げにかかわらず、このような取り組みを通して小・中学生の時期からまちづくりや議会、政治活動に関する認識を深めることに努めており、18歳、19歳の市民をみずからの政治的意思、意見を持つ有権者として尊重することは当然のことと認識しています。

今後についても、選挙における投票は、みずからが政治に参加する手段であるとの視点に立ち、投票することが目的ではないことを新たな有権者に伝えるべく啓発に努めてまいります。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） すばらしい答弁いただきましてこれで士別のやはり18歳、19歳の市民の皆さん、非常に政治的な主体というか、有権者としてしっかりと扱ってもらえるということで、今の市長の答弁で心強く思っている次第です。

それで、答弁の最初のほうで去年の秋に出た文部科学省の通知について触れられていました。このことについて再質問します。

もしよろしければ教育長にお答えいただきたいんですけども、この文部科学省の通知その前に実は前史というか歴史があって、1969年、昭和44年に文部省初等中等局長通知というのがありました。この60年代後半というのは、いわゆる全共闘運動が非常に盛んで、大学なんかを壊すといいますか、大学制度自体を解体するんだというような学生もいっぱいいて、その影響を受けて高校でも一部の都会の学校で高校全共闘というのがあるって、そして、高校生がいわゆる大学生のそういう学生運動の影響を非常に受けるということもあって、基本的にこの昭和44年、1969年の通知では、高校の内外での政治活動を教育上望ましくないというふうに規定したんですね。

その通知が要は46年ぶりに、今回、高校の外に関しては基本的に自由ですよというふうに変ったと。時代も変わっているというのがあるんですけども、教育長は、このことについて、これからやはり政治と教育というのは、どんどん問題にはなってくると思うんですね。教育の中にどう政治を教えるか。制度のことだけじゃなくて、自分がどうかかわっていくかというのを教える必要が出てくるんですけども、この点について、今回、文部科学省の通知が変わったということについて、教育長、ちょっともう少し詳しく説明していただければと思うんですが、よろしいですか。

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） ただいまの1969年の状況における文部省の初等中等教育局長の通知と昨年出されました18歳未満の選挙権が付与されるということに当たって出された通知との部分

でございますが、この1969年の通知につきましては、当時、1964年に私、高等学校に入りました段階で、もう既に60年安保のころから、高等学校においても当時の全学連の運動等で安保だとか沖縄の返還だとかの運動が高等学校でも行われていた時代でございます。

それが当時、1964年、私が高等学校に入りましたとき、士別高校は生徒会ではなくて生徒自治会で、知らない間に自治会の役員になっていたら、上級生に連れられて北海道大学に行って、そこに行ったら全学連の北海道支部大会だったというような時代でもございましたが、その状況の中から1967年ぐらいのあたりから学生運動が過激な状況になって、それが大学だけでなく全国の高等学校にも広がって、実は1968年ぐらいのときに、士別高等学校においても授業妨害だとか学校封鎖だとかというような状況に見舞われました。そういったことを受けて、文部科学省がこれ以上このまま運動が広がると正常な高等学校教育がなされないということで慌てて出したものでございます。

しかし、当時の状況では、国忠議員が今お話しされたように、あくまでも高校生は参政権のない、まだ未熟な存在、未成年者なのだという認識の中で、学校内外での活動は、全て政治活動禁止するというような方向での通知だったんですが、今回の通知にあっては、今議員がおっしゃったように、学校外での部分については全くオーケーだというような観点でありながらも、その学校外での活動が学校での教育に影響を及ぼすようなときには、それなりに各学校が慎重に対応しなければならないというような部分が含まれています。

せっかく18歳の段階から主権者として政治に参画する機会が得られたのに、得られてすぐの段階でこういった形で通達が出されて、どちらかというとなにか起きたときには対応ができる体制だけ最初に整えて、中学生、高校生の段階から政治活動だとか政治意識だとかを持つということについて、かえって委縮するような形での規制になるということで、その部分はしっかりと注視をしていかなければならないと。

市長が答弁で申し上げましたとおり、本市においては、そういった形で子ども議会ですとか、子ども夢トークで、しっかりと子どもたちが主体的にまちづくりだとか、あるいは平和を守るだとか、そういうことに参画できるような形で、規制をするようなことではなくて、むしろでき得れば、子供たちが健全にそういった形での政治思想をさまざまな形で友達同士で闘わせる環境だとかというものを整えるということが重要だというふうに考えております。

学校でのこういった政治活動の取り扱い方についても、ともすれば公平性を持ってというような形で、そんな形で何もかにもカタログのように、ただ示すということではなくて、やはりそれぞれの先生が持っている思いというのは、先生はこう考えるんだという程度は私は構わないと。それは、別に扇動にも何にも当たらないのではないかなというふうに思っているところです。

先般、この高校生に対する選挙の意識について、選挙のボランティアとしてかかわらせるだとか、あるいは期日前投票に専修学校の生徒をアルバイトとしてかかわらせるだとか、私は制度だとか仕組みについて興味を持って、基本的にはまちづくりだとか政治意識だとかにはつ

ならないというふうに思っているので、もっともっと中学の段階からしっかりと子供たちの健全な政治意識を育てていくように、今の子ども議会、そして夢トークなども更に検証をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 13番 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 次に、路線バス運行への助成のあり方とは題して質問します。

質問通告を出した時点では、国土交通省が最近表明した地方路線バス運行への国庫補助削減の影響についてお聞きする予定でしたが、報道によると、この件は国土交通省と北海道運輸局との連絡ミスだったとのことでしたので、質問としてはカットします。

これは地域間幹線系統確保維持費という難しい名前の補助金ですが、この地域では特に道北バスの旭川名寄間を結ぶ路線に関係していますので、今後もこの維持費の補助額が維持されることを期待しています。

さて、次に、小・中学生バス運賃半額補助事業の最近の実績についてお伺いします。

数カ月前に士別市地域公共交通活性化協議会には報告があったようですが、この際、本議会の場でも報告していただきたく存じます。

報道などを仄聞するに半額補助券の利用は増えているとの話ですが、特に市街地の各学校にお聞きすると、利用券はどこもたくさん余っている状況だとのこと。もし児童・生徒の人数に比例して各学校に利用券を配っているのであれば、市街地の学校の児童・生徒に、もっともっと路線バスを利用するようアピールしてみてもはどうでしょうか。この点、いささか辛口の評価になってしまいますが、通り一遍の施策で満足しているようにも見えますので、もう一歩前進してほしいと切に願うものです。

次に、提案があるのですが、中学生のバス通学をある程度促進してはどうでしょうか。各中学校では、今、保護者のマイカーによる送迎が一般化して、おびたしい路上駐車の影響を受ける地域住民への配慮から、例えば士別南中学校では学校敷地外での乗りおりを禁止しました。条件の合う中学生には、特に冬の間は路線バスを利用するよう提案してはどうでしょうか。さきに述べた半額補助のおかげで市内循環路線は最大80円で乗れるわけですから、保護者がわざわざ車を出すコストとそう変わらないわけです。

そもそも南中学校というバス停がわざわざ南中学校の正門から100メートル以上北西に設置してあるのは何のためなのでしょう。中学生が登下校に利用しないならば、むしろ南郷プール前とかの名称に変えたほうがいいのではないのでしょうか。

この件の最後ですが、市役所来庁者へのアンケートでは、利用した交通機関を問う項目がありましたが、路線バスでの来庁者が極めて少なくなっています。新庁舎建設の暁には、赤字解消のためにも、また一層の高齢化を見越して、ある程度バス利用を促す方策をとる必要があるのではないのでしょうか。私としては、その点、数値目標すら持つ必要があると考えますが、この点の市の見解を問うものです。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問に、最初に私から小・中学生バス半額助成事業及び市役所来庁者等のバス利用促進について答弁申し上げ、中学生のバス通学にかかわっては教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、小・中学生バス半額助成事業の実績についてです。

本事業は、地域公共交通活性化協議会による実証実験を経て平成26年度から市の事業として本格実施しており、現在、道北バスを含む市内全路線を対象に小・中学生のバス運賃の半額分を助成しています。

27年度の実績としては、全路線で1,449件の利用があり、路線別で見ると市内循環線の利用が最も多く、次いで朝日線、大和線となっています。26年度と比較いたしますと、全体で544件、率にして3割以上増加しており、路線別では朝日線、大和線、武徳線、市内循環線で増えています。また、学校別に見ても、ほとんどの小・中学校で利用が増えており、中央市街地区の学校においても1割から4割程度増加している状況にあります。

本事業の実施に当たっては、学校で半額助成券乗車券を入手できるよう利用方法なども周知とあわせて適宜、乗車券を配布していますが、各学校の児童・生徒数を基準としていることから、特に児童・生徒数の多い学校においては一定数の乗車券が保管されているという状況にあります。

今後においても、小・中学生が路線バスを利用することによって、みずからの活動範囲を広げ社会性や自主的活動を育むとともに、公共交通に対する理解の拡大と利用促進につながるよう本事業の推進に努めるとともに、より効果的な周知手法についてなど更に検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、市役所来庁者の路線バス利用についてです。

お話のとおり、本庁舎の整備に向けた来庁者アンケート調査の結果では、路線バスを利用して市役所庁舎にいられている方は全体の1割程度となっています。他の地方都市と同様、人口減少と少子高齢化が進んでいる中で、市役所への来庁に限らず、駅や病院などを初め生活に欠かせない施設への移動はもちろん、生き生きと健康的な生活を送ることができるよう市民生活の足の確保は重要です。

バスの利用促進と高齢者や子供にも優しいまちづくりに向けては、これまでも敬老バス乗車証による高齢者の外出機会の確保拡大や小・中学生半額助成などの利用促進事業、更にはバスの日イベントを初めとする啓発活動など、さまざまな施策を展開してきたところであり、現時点においては数値目標を設定するなどの考えはありませんが、今後もさらなる利用拡大に努めるなど、持続可能な公共交通の実現に向けて事業者や関係機関との連携のもとに調査研究を進めてまいります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 私から中学生のバス通学についてお答えします。

士別南中学校における保護者の自家用車での送迎については、接触事故を避けるため、これまで敷地内乗り入れを禁止していましたが、保護者送迎の駐車スペースを拡大し、本年度から敷地内への乗り入れを認めています。

国忠議員からお話のありました路線バスの利用による通学については、保護者の自家用車での送迎にかわる手段となり得るものと考えられるところでもあり、学校ではバス通学に対して特に制限は設けていないところです。しかしながら、徒歩での通学が15分程度以内であれば教育的配慮の観点からも推奨できるものではなく、バス運賃の負担も伴うことからバスによる通学を積極的に呼びかけることは考えておりません。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 2点、再質問します。

1つ目は、総務部長の答弁に対してなんですが、新しい市役所になっても、バスで来る人の割合について数値目標を持たないという答弁いただきました。市役所、新しくなったら、必ずバスについてはいろいろ再編しなきゃならないと思うんですよね。それは庁舎移動しますと、今、市役所前というバス停、教育委員会の前に市役所前という名前のバス停ありますね。それよりも、名前挙げていいのか、もり屋さんのお菓子屋さんの前に東5条5丁目というバス停がありますけれども、そちらのほうが市役所にはちょっと近くなるかなと思うんですよね。そういうバス停の再編も含めて考えていかなきゃならない面があると。

それから、もう一つは駐車場については、もう本庁舎整備基本計画で非常に細かい計算がされて、大学の先生の計算方法なんかも援用しながら1日の来庁台数なんかを割り出していますよね。士別市全体の車保有台数だとか非常に詳しいデータを使って、大体1日に何台、車、駐車場の需要あるのかということ割り出しているんですけども、バスについては全くそういう、2割程度の人にはバスで来てほしいとか、予測を立てないで、果たして、それでバスの運行ですよ、これを需要予測というか、需給予測、何というんですか、そういう経営計画というか、運行計画も立たないと思うんですよね。何となく何かバス使う人減ったら、じゃ、バスの便を減らすかとか、何となく増やすかとか、そんなのでいいとはやはり思えないんですよね。駐車場については、もう細かくやっているのに、バスについては、いや、まあ、そのとき出たところで考えましょうみたいなことではいけないと。それはいろいろな根拠があるんですよ。

最近、駅南と観月の両自治会から、バス便について夏場もこっち側に、西側に運行してくださいという要望書も出ていますよね。やはりそれだって、では、要望が出たから、はい、運行しますじゃないですか。大体どのぐらいの人が乗るのか予測をして、それで、観月、駅南地区の人が例えば午前中に60人ぐらい利用があるから2便運行しましょうとか、具体的に決めるものですよ。なのに、市役所を新しくつくるに当たって、どのぐらいの人がバスで来るのか、あるいは来てほしいのかという予測を立てないというのは、私はちょっとそれは出たところ勝

負になるんじゃないかと、そういう姿勢ではいけないと、大げさですけども、そういう姿勢ではいけないと、その点について1つ再質問します。

もう一つは、教育委員会からあっさり答弁いただきましたけれども、条件の合う生徒にはバス通学も提案してはどうかと申し上げているだけなので、例えば東丘の上のほうからですね、南中にバスで来ることができます。そういう子は、送り迎えしているのかもしれないけれども、バスも使えますよというだけで何も構わないと思うんですよ。壇上でも申し上げたとおり、中学生は最大でも80円しかかからないということで、そういう金額も覚えてもらえれば、じゃ、きょうはちょっと乗ってみるかというふうになると思うんですよ。

何で私しつこく言うのかということ、南中学校で今回、修学旅行で、函館の方から南中学校に礼状が来た話、御存じですかね。函館に修学旅行に行って、路面電車でのそのマナーがよかったというんで、函館の市民の方から南中学校に礼状が来たというようなことがあって、やはりそういうふうに公共の乗り物になれている人というのは、なれていけばですね、すぐおじいちゃん、おばあちゃん乗ってきたときに、さっと譲れるんですよ。だから、そういうマナーを醸成する意味でも、中学生、通学でその条件が合えば利用すれば、一度、二度でもいいので、まず利用してみればいいんじゃないかと。

だから、学校の先生に聞いたら、逆の例も聞きますよね。修学旅行で札幌や函館に行って地下鉄に乗るんだけど、改札や券売機の前でもう右往左往して、普通に利用する地元の人に迷惑をかける。おりるときも、どこで運賃箱にお金入れたらいいのかわからなくて、両替のところに運賃を入れちゃったとかね。それでしばらく滞留してしまったとかいうやはり逆の例も聞くので、それは札幌や函館でやればいいというんだけど、地元でやらないとだめですよ。

だから、そういう意味で、そっけなく中学生にそんなバス通学禁止してないけれども、ぜひ使ってみないかということも言いませんというのは、つれないこと言わないでくださいよということで、ちょっともう一言いただければと思います。両者にお聞きしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

何点かございましたので、ちょっと私のほうからは、少し前後したお答え方になるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

まず、新庁舎の整備にかかわって、その来庁される皆さんの動きというものを想定する必要があるんじゃないかというお話だと思います。この部分で、まず基本計画で出しております駐車場等々の算定、これはやはりその現状なり、今、庁舎を整備しようとする敷地の中で、まずは現状でどの程度の駐車場が必要かという、それをささなければ基本的な考えはできない。いわば敷地と建物の関係を含めて、まずは駐車スペースとしてどの程度必要なのかという観点、これが基本です。あわせて、これは駐輪場というものも当然であります。仮に庁舎の整備をもし別な位置にすると。今回も多少、位置関係的にはずれることにはなりますが、全く違う場所に建つわけではございません。したがって、そういった意味では、位置が大きく変わるとい

うことであれば、当然、市民の皆さんがどういった交通手段をもって移動するのか、これらを含めて考える必要があると思います。

ただ、今回は同一敷地内といいますか、隣接のところに動かすことですので、あくまで敷地の中でどういったスペースが必要なのかという検討のためなので、そういう視点ではバスのその利用を想定するということには至っておりません。ほぼ現状と変わらないという認識です。

ただ、そのバス停の表示等々についてはこれは以前、国忠議員の御提言もあって、旧土別高校の前のバス停表示がそのままだったというようなこと、あるいは不動院という名前よりも、博物館のほうの利用促進のためには、その名前をとという話があって、これはバス事業者とも協議をし、実は費用も発生しているわけですが、そこを御理解いただいて整備したという経過があります。

そういう中では、先ほど南中学校と南郷プールの話というのは、ちょっとそれとは違う視点になっているのかなというふうには思いますけれども、いずれにしても、今回の教育委員会前のバス停、あるいは日の出食品さん前のバス停、こちらについても必要があり、またバス事業者の関係、それから利用者の皆さんのやはりなじみといいますか、そういうこともあるでしょうから、そういったことを総合的に含めて必要なところと協議し、あるいは公共交通の活性化協議会、こういったところでも検討していく必要があるのかなと思っています。

また、場合によってはバス停の名称については、いろいろな企業の営業活動の中で広告収入的に位置づけられている場合もありますから一概に言えないのかなと思っていますが、いずれにしても、そういった検討をしていきたいと思います。

それから、バスの利用の促進の観点で数値化のことでありますけれども、本題にもございましたが、数値化というのは、ある意味、1つの例えばいろいろな種類もそうです。各分野の計画を立てていく上で数値化を1つの目標として、指標として設定していく。これは1つ手法として有効な手だてなんだというふうには理解しています。そういった中で、例えば今お話のあったバスの利用等々に関しては、これはバス事業の連携計画といいますか、総合的に本市において利便性が高く持続可能なバスを、公共交通を維持していくんだという計画ございますけれども、こういったものの策定段階で、ある意味そういうところを総合的に見たほうがいいのかと思っています。

単に、この市役所前の1割をどうする、こうするというのではなくてですね、もっと総合的な考え方が必要なんだろうということでは、今その計画が平成21年度から平成30年が期間というふうになっていますので、計画の期間満了等々ともあわせて、どういった手法、設定をすることがより効果的なのかどうかを含めて検討していきたい。

御承知のように、まち・ひと・しごと創生総合戦略なんかでもKPIというような形でこれは数値化するというような手法もとっていますから、ある意味そういった手法も今後は検討していきたいと思っていますが、現時点において、この庁舎の整備にかかわって、そこで数値目標を設けるというようなことは考えていないということで御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 中学生のバス利用についてお答えをいたします。

国忠議員御指摘のとおり、本当に公共交通の利用方法を学ぶということは、小・中学生にとっても極めて重要なことでもありますし、他の地域へ行ったときに、そういった形でそれぞれの地域の方々に御迷惑をかけることなく、しっかりと公共交通を利用できるということは重要なことです。

という意味で、先ほどは、さほど通学距離も遠くはないのだから、自家用車で送り迎えをしている生徒というのは、ぎりぎり時間になって、そこに行くということもあるんでしょうけれども、本当に冬期間においては、特に外回り、内回りと逆の回りもしておりますので、地域によっては市内の循環バスを利用できる生徒もいるというふうに思いますので、できるだけバスの利用もするというのも、ある部分、地域を知ることにもなるしというような視点で、南中学校だけに限らず士別中学校についても、特に冬期間においては、こんな形で利用ができるよというようなことで子供たちにPRをしていきたいと。

という中で、とにかく市内循環バスの1週の時間というのもありますので、それらの時間が今の時間を少し例えば動かすことで子供たちの利用の利便性が図られるようなことがあるのであれば、それらも含めて検討して、両中学校に対してPRに努めていきたいというふうに考えております。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 総務部長の答弁に対して再々質問をします。

バス停のことです。そのバス停の名称のことで、私が以前、道北バスの不動公園前です。お不動さんの近くの不動公園前のバス停を博物館前に変えたほうが博物館利用が促進されるんじゃないかというふうに申し上げて、実際、道北バスさんで変えてくれたんですね。そのことと今回の南中前を南郷プール前に変えたらどうだというのが矛盾するんじゃないかというふうにちょっと反問ぎみにおっしゃられたので、そのことについて申し上げたいと思うんですが、私は、南中というバス停があるんだったら、南中生の利用を促進すべきではないかと申し上げたんです。だから、促進する気がないんであれば、紛らわしいから、むしろ南郷プールという名前にしたほうがいいんじゃないかということなんですよ。

南中生にこのバス停利用しようねというのであれば、確かに南中学校という名前のバス停必要だし、ちょっと学校から離れていますよね、御存じのとおりね。最寄りの公共施設は、むしろ南郷プールのほうが近いので、教育委員会のほうで余り促進策をとらないということであれば、南郷プールという名前のほうが近いということですよ。冬はやっていないんですけども、冬もただ南郷プールがなくなるわけではないですから、最寄りの公共施設といたら、そういうことになるんでね。

むしろ南中学校に近い、正門に近いのはゴルフ場というバス停になっていますけれども、こ



これはゴルフ場の利用促進のためにそうしているのかどうかは知らないですけども、促進策をとるからバス停の名前もそれに合わせるということで、私は一貫しているつもりなんですよね。だから、そこでちょっと総務部長のさっきの答弁は私の認識とは違うなと思うんですけども、そこはいかがですか。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再々質問にお答えいたします。

私も先ほど、そこは矛盾ということではなくて、視点というか、考え方というか、そこが違うのではないのでしょうかという話をしたんですけども、ただいま、今お話あった件につきましては、確かに近いところでいうと南郷プールのほうが近いのかなということもあります。

ただ、やはりバス停の位置、これはいろいろなまちの変遷、例えばその施設の位置が変わったことによって名称が変わったり、新たに何かわかりやすいものができれば、それに変わっていくというようなことで、ある意味ランドマークといいますか、その利用の全体を考えたときに最も多くの皆さんがわかりやすい、あるいはよそから来た方でも割と理解しやすい、特定固有の名称だとなかなかわかりづらいこともあるでしょうから、そういったこともあると思いますので、あわせてバス停名称、実はこれはバス事業者が基本的に設定をするものでありまして、当然、私どもも公共交通活性化協議会でも一体的な地域の中での協議会として動いている部分もありますから、そこは私どもの協議会もそれは相談をしていく、協議していくというのがありますし、当然補助金等々も出していますから一定のお願いをすることもあると思います。

ただ、先ほども申したように、例えば車内で流すテープ、当然バス停の表示板、もろもろのところでは費用がかかってきたりすることもあります。それよりも何よりも、やはりなじんできたところの名称が変わることによって不要な混乱を起こさないほうがいいかなというふうに思っていますので、ちょっと夏場、冬場で、確かに冬場は利用できない施設や何かということも今、国忠議員からもお話ありました。そういった総体的な中で、やはりついていくものだと思いますし、場合によっては、近い距離ではなくても、そういう名称になる。

ですから、最終的に市役所前という表現も、本当に利用される皆さんがどちらのほうがわかりいいのか。これは前提として決めてしまう方法もあるかもしれませんが、ただ、動き、運用、実際の利用状況を見ながら、そこは随時変えていくというようなこともあると思いますので、まずは当面そういった考えで臨みたいと。それでバス停の名称についても、そのような理解をしているということで答弁とさせていただきます。以上です。

○副議長（谷口隆徳君） まだ国忠議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前11時47分休憩）

（午後1時30分再開）

---

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 午前中はいろいろ食い下がりましたが、午後はさわやかにいき  
たいと思います。

最後に、つくも水郷公園の再開発についてお伺いします。

まず、（1）番の完工年次が延びた経緯については、昨日の大西 陽議員の質問と市の答弁  
でおおむね理解できましたので、今後の施工順序などをざっと説明をいただければ了といたし  
ます。

さて、次の問題ですが、つくも水郷公園のあり方について、市民の各層、各界からの意見を  
尊重するのはとてもいいことだし、また市民検討委員会での議論の過程も万人に開かれており、  
再整備基本計画もよいものができたと思います。ですが、私がかつて指摘したように、取りと  
めなく各種の遊具や施設が点在するコンセプトもない公園にならない保証があるのかどうか、  
いま一度所見を述べていただきたく思います。

果たして、そこから脱却して、はっきりした水郷公園のコンセプトを打ち出していけるのか  
否か市の方針を知りたいのですが、本当に自信のほどはあるのでしょうか、お聞かせ願います。

最後に、水郷公園固有の動植物についてです。

保護が必要な件についてはどうでしょうか。昨年からは継続的に池の浄化に取り組んでいるの  
は存じていますが、カエルやゲンゴロウ、貝類、水生植物などは、一見雑草に見えるさまざま  
な水草がほどよく繁茂している状態のほうが保全に適しているものもあります。そのほか立木、  
立ち木の伐採と植樹などは計画的に行っているのか、その方針を知らせてください。よろしく  
お願いします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、完工年次が延びた経緯については、昨日、大西議員の一般質問でお答えしたところ  
ですが、社会資本整備総合交付金の配分額が大きく削減されたことにより計画期間内での完成  
は極めて困難と判断せざるを得ない状況となったため、事業期間を2年から3年程度延長する  
ことを視野に取り組みを進めています。

次に、現在までの施工状況と今後の予定について申し上げます。

昨年度整備した主な内容は、ボート池周辺の堆積土除去及び立木の伐採などを実施し、今年  
度は遊戯広場及びパークゴルフ場の整備、また市民参加による蒸気機関車の塗装を予定してい  
ます。次年度以降は、花壇などの景観整備を初め、園路ランニングコース等の整備を予定して  
おり、本公園のシンボルとなるつくもビーチや羊のまちをイメージした管理棟については最終  
年次に設置をすることで、再整備後のリニューアルオープンにつなげていく考えであります。

次に、コンセプトのない公園から脱却できるか否かについてであります。

つくも水郷公園は、都市計画法に基づく本市唯一の総合公園であります。総合公園とは、市民全体の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など5つの機能を備えた公園であることの定義に基づき、開設時からその機能の保全に努めてまいりました。

再整備に当たり40人の構成で設置いただいた市民検討会議では、まずは総合公園としてのありべき姿について共通認識に立つための学習会を開催しました。その後、市民アンケートを初め、子ども議会、子ども夢トーク、地域政策懇談会など幅広い年齢層から出された市民要望をもとにワークショップ形式による討論を重ねた上で、基本計画に当たってのテーマを広大な敷地と豊かな自然環境を備えた地理的条件を最大限に活用すること、市民が望む公園像を効果的に反映したシンボリックな総合公園、これら2つのテーマに加えて、子育て日本一、健康長寿日本一、合宿の里など本市まちづくりに結びつく機能を備えた公園と定め、市民要望の最大限の反映と特色あるゾーン配置に主眼を置いた提言を示していただきました。これらを技術的見地から診断し、極めて忠実に再現し、基本計画、実施設計へと進めてまいりました。

国忠議員は、現在のつくも水郷公園について、取りとめのない、コンセプトのないといった見解を述べられましたが、公園に限らず、何かを見て、または利用して感じる価値観とは、その人の持つ感性と考えます。繰り返しになりますが、本市唯一の20.6ヘクタールの面積を有する都市計画総合公園、その定義の中で3億5,000万円もの貴重な財源を投じて実施する開設以来の再整備に携わる者としては、市民が望む公園像を限りなく再現することに尽きると考えており、もちろん、そこにつなげる自信と覚悟を持って業務に当たっております。こうしたことから、全ての再整備事業が完成したときには、議員が現在持たれている不安も払拭してもらえらるものと考えております。

次に、池の浄化などによる動植物への影響についてであります。

市民アンケートの結果からボート池周辺の水質改善を求める声が多かったため、従来から年6回実施している公園内の水質検査の結果をもとに、水の流れを阻害していた浅瀬の堆積土の除去工事を実施しました。

実施に当たっては、平成元年7月に同様の工事を行った際、堆積土から発生した悪臭や多量の水分を含んだ状態での運搬に苦慮したことなどを教訓に、12月から3月期にかけての冬期間に実施しました。その結果、悪臭の発生も少なく、シャーベット状となった堆積土の運搬についてもスムーズに進んだところです。

また、議員御心配の準絶滅危惧種に指定されているタヌキモを初めとする動植物の保護については、工事による水質の変化を避けるため、岩組みの滝から、はすの花が群生している観賞池周辺には一切手を加えなかったことで、工事後の水質検査結果や動植物に対する影響も見られなかったところであります。

次に、立木の伐採と植樹計画についてであります。

公園造成時には利用者の日陰を確保するため比較的成長の早いギンドロやポプラなどを植樹しましたが、老木となり、この3年間で約40本の倒木があるなど極めて危険な状態であったた

め、公園内の立木の状況を診断し、老木や腐食した枯損木など危険な立木430本に加えて、景観保全及び他の樹木の成長を妨げている間伐を含めて約600本を伐採しました。

特にギンドロやポプラの木は成長するにつれて中が空洞化となっているものが多く、強風により折れやすいこと、こうしたことに加えて大きな綿状の種子を発生するなど地域住民からも苦情が寄せられていたところでした。また、風向きによっては隣接する道道に堆積するため、道路管理者である北海道からは降雨時のスリップ事故を懸念しての除去要請があり、放水により樹木の種子を除去した経緯もあったことから、このたび伐採をしました。

また、伐採後の植樹については、昨年度、市民植樹及び旭川地区トラック協会士別支部の取り組みにより園路沿いや鑑賞池周辺に約100本の桜を植樹しました。

今後の植栽に当たっては、本市の木として指定しているアカエゾマツ、ナナカマド、また花としてはコスモスやエゾムラサキツツジなど、こうした植栽はもちろんのこと、遊戯広場ゾーンや景観ゾーンなど5つのゾーンのイメージに合った樹種を選定し、植樹することとしています。

こうしたことに加えて、現在の札幌市士別ふるさと会会長であり農学博士の三分一氏からは、市民が余り目にすることのない樹木を植樹することで自然環境学習の生きた教材として活用を図ることやオリジナル樹名板の設置などについて御提案をいただいております。現在の25種の樹木に加えて新たに20種程度の樹種を選定するなど現在協議を進めているところです。

再整備事業を進める上で、社会資本整備総合交付金が大幅に削減されたことにより事業期間が延長となる状況にあります。本計画は昭和46年の開設以来となるつくも水郷公園再整備に思いをはせる多くの市民の意見を反映した計画であります。このため当初の整備内容については変更することなく着実に推進してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 2点再質問します。

1点目は、要は私のその持論として、なかなかこの水郷公園が取りとめのない公園であったんじゃないか、今まででね。というところで、今、建設水道部長のほうからは、ある意味、感性の問題、感じ方の問題でもあるというふうにおっしゃられたと思いますが、一応私も根拠があって言っています。水郷公園整備基本計画の16ページでアンケートの結果が載っているんですけども、市民にアンケートして回答が1,233件あったと。水郷公園のイメージとして、「自然豊かな公園だ」という方が58%あったんです。もちろん過半数ですから、これでいいと思うんですけども、次がちょっと問題ですよ。 「特色ない公園だ」という回答が16%。2位ですね。3番目に多かったのが「士別市を代表するシンボリック公園」15%ということで、やはり16%の方は、どうも水郷公園に特色がないぞというふうに思われていたんで、私も特色というか、やはりいろいろと何か相互に関連性のないものがいろいろ置かれていて、何か取りとめがないなどは思っていたんですけども、ある意味、市民の言っている部分からそういう声

は出ていたということで、感性とおっしゃられましたけれども、私としては根拠があって言っていることだということで、その点の認識、もう一度いただけたらと思います。

それから、2点目ですけれども、部長の答弁の途中で蒸気機関車の話が出たんですけれども、よく保育園の子供なんか連れて水郷公園行くと、蒸気機関車に乗ってみたいという子が多いんです。それで実際、機関室というんですか、ストーブに石炭くべる場所なんかそのままになっていますけれども、ただ、あの機関車には登れないように一応柵というかしてあって、登ろうとしても、仮にそれを乗り越えて登ろうとしてもクモの巣がいっぱい登れないというようなことがあったので、今度、市民参加で塗りかえるということは喜ばしいと思うんですが、塗りかえてから更にこれを道北の鉄道文化、あるいは鉄道遺産としてどうやって残していくか、ちょっとその辺お考えお持ちであればお聞かせ願いたいと思います。

これもですね、先週、名寄市議会で名寄市長がJRの話、宗谷本線の話に絡めてですけれども、沿線自治体にはそれぞれ鉄道文化があるんだよという話を加藤市長もされておられたんです。今、名寄市内では旧深名線の天塩弥生駅を再現した民宿ができたり、有名なキマロキという機関車、名寄の博物館の前にありますけれども、ああいう鉄道遺産と水郷公園のこの機関車というのを提携して残していくのか、その辺についてお考えをお聞かせください。

以上2点です。

○副議長（谷口隆徳君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 国忠議員の再質問にお答えをいたします。

まず初めに、取りとめのないという認識の感性の関係でお話がありました。議員お話のとおり、市民アンケートの結果、約16%の方が「特色がないね」という答えを出しております。そして、「代表するシンボリック公園」、または「自然豊かな公園」と言ってくれた方、合わすと73%、それぐらいにはなるんでありますけれども、この時代背景からいって昭和46年に開設当初、非常に利用者がたくさんいて、それで子供さんの利用も多くて、当時はアスレックス等々もありました。そのフィールドアスレックスと子供さんの遊具、これが混雑することを避けるために一定の距離を置いて配置をしたと。しかしながら、今こうして少子化が進んでいる中であって、どうしても市民の見る目線としては、点在しているというふうに見えるのが実態であります。

こうした中、市民検討会議においても、例えば幼児とそれから小学校高学年を連れてきたお父さん、お母さんが、その子供たちが遊びたい遊具が違って、点在していますよと。そうすると、自分が管理して、しっかりと両方の子供を見たいんだけど、余りにも場所が離れていると、そういった御意見もございました。ですから、このたびの再整備計画で示しているものについては、一定のゾーニングをしまして、遊戯ゾーンの中には幼児から高齢者の方までが使ってもらえる遊具施設というものを考えております。

今までは子供が遊んでいる姿を両親なり、おじいちゃん、おばあちゃんが見ているといった状況でありましたけれども、子供もそのゾーンで遊びながら、おじいちゃん、おばあちゃんま

で、そこで健康遊具を使ってもらえる、そんなイメージで進めております。ですから、心配いただいておりますこうした部分については、このたびの再整備によって解消していくものと思っております。

それと、2点目でありますSL蒸気機関車のものであります。

議員お話のとおり、名寄市の展示されているキマロキ、これについては、国内で展示されているのは名寄市だけという非常に貴重なものであります。一方、士別市で展示しているD51につきましても、これは昭和15年製のものでありまして、D51は主に貨物を牽引する機関車であったと。農産物を牽引することが主であったと。そうした中では、本市のまちづくりにあっても非常にかかわりが深いD51であると捉えております。

それで、これは昭和49年に設置をしたんでありますけれども、その当時、士別市でも旧国鉄OBの方を中心に、SL友の会というものを結成してもらって、建設水道部が事務局になって、毎年春、さび落としと塗装を繰り返して保存をしていました。しかしながら、昭和60年代に入りまして、心ない利用者の方によって、機関室の例えばレバーですとか計器類が壊される、窓が割られるといったことが発生しました。そしてまたSL友の会の会員の皆さんも高齢化が進んだものですから、なかなかそれ以来、手をかけることができない状態に来ました。

しかしながら、このたびの再整備に当たって、こうした部品をきちんと再度整備をして、そして立派なものとD51の姿に戻したいという思いで、先月、JR北海道本社にお邪魔をして、この部品の供給を依頼して、ほぼ部品が完備する状態になっています。そしてまた今、現在募集中でありますけれども、来月7月9日に市民の皆さんにも協力をしてもらって、みんなで立派な塗装をしようということで今計画をしております。

また、名寄市の保存会の皆さんも、士別のこのD51の保存については、いろいろな面で協力を惜しまないと言っております。ですから、これは隣の市同士で、お互いに競い合っって一生懸命保存をしていくということで連携をとって進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成28年第2回定例会に当たり、通告に従いまして、私で最後の登壇者になりますが一般質問をさせていただきます。

まず最初に、生活困窮者自立支援事業についてお伺いいたします。

失業して収入がなくなった、病気がちで働けない、働きたくても働けない、働いても最低限度の生活を維持できない、母子家庭で生活が苦しい、住める家がなくて困っているなどなど、さまざまな理由で生活に窮する人たちの相談を自治体が幅広く受け入れ、経済的に困窮する人を生活保護に至る前段階から支え、自立できるように多方面から後押しする生活困窮者自立支援制度がスタートして1年2カ月ほどが経過しました。

27年4月から始まったこの支援制度の内容は、社会福祉法に基づく福祉事務所を持つ都道府県や市など約900の自治体に、これらの生活相談に応じるワンストップ型の窓口の設置を義務

つけたことであります。窓口では専門の支援員が相談者の状況に合わせた支援プランを作成し、解決に向けた取り組みを進めるようになっていきます。

本市におきましても、昨年4月から1人の専任相談員を配置する中で、この法律の必須事業である自立相談支援事業と住宅確保給付金支援事業の2事業を実施しているところであります。文字どおり生活保護に陥る手前のセーフティーネットとして、最後のはざままで苦しんでいる人を支えるためこの事業に取り組んでいるところだと思いますが、まずは、この事業の1年間の取り扱い及び支援状況等を教えていただきたいと思えます。

また、困っている人ほど社会的に孤立し、窓口を訪れないケースも多いようですが、そのような人への対応は、実際に対象者宅への訪問も必要と考えますが、本市の具体的な対応策もあれば、あわせてお知らせいただきたいと思えます。

次に、この2つの必須事業のほかに、任意事業として就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、子供への学習支援がありますが、この任意事業の取り組みは今後どうするのでしょうか。

そんな中、先日、新聞報道で、貧困家庭の子供に対し昨年4月から始まった無料の学習支援事業について、道内の全35市のうち実施、または実施を予定しているのは札幌市や旭川市などの13市で全体の約4割にとどまり、町村などでは道の出先機関の14振興局が事業を行っているが、拠点となる学びの場が144町村全てに設けられておらず、支援が全道の隅々にまで行き渡っているとは言い切れない実情との報道がありました。本市においても、学習支援を行っていない市ということで名前が挙がっておりました。

昨年の第1回定例会で、谷口副議長の質問の答弁では、この事業、まずは必須事業である自立相談支援事業と住宅確保給付金支援事業を中心に実施し、市の財政事情を勘案しながら各種ニーズ量を把握した上で方策を考えていくという答弁でありましたが、これらの任意事業は取り組んでいけないのでしょうか。

日本の子供の貧困率は、2012年、厚生労働省の国民生活基礎調査で16.3%と過去最悪を更新し、6人に1人の子供が貧困状態となっています。この世帯1人当たりの所得が国民の平均的所得の半分に満たない約122万円以下で生活しているいわゆる貧困率は、ひとり親家庭に限ると、その割合は54.6%に上ります。貧困による経済格差は子供の教育格差にもつながると思えます。成長後も希望の仕事につけず収入が低いままになるなど、貧困の連鎖が大きな問題となっています。

政府は6月2日決定した日本一億総活躍プランでも無利子奨学金の拡充に加え返済不要の給付型奨学金の創設に向けて検討することが明記されており、貧困の連鎖解消に向けた動きが図られています。

昨年12月に、日本財団が貧困家庭の子供を放置すれば、現在15歳の子供の1学年だけでも、64歳になるまでに社会がこうむる経済的損失は約2兆9,000億円に達し、社会保障でも国の負担は1兆1,000億円膨らむという調査結果も発表されております。

以上のようなことから、貧困の連鎖に歯どめをかけるためにも、子供への学習支援、強い教育意識を身につけることが必要であると考えます。地方であるから対象者がいない、また教員である先生役を務めてくれる人、人材の確保が難しいなどさまざまな状況が予想されますが、これまでの件につきまして本市の御所見をお聞きいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援事業につきましては、谷議員お話のとおり、生活保護に至る前の生活困窮者の早期自立を目指すことを目的に平成27年4月に施行され、本市では専任相談員1人を配置し、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金支援事業を実施しています。

そこで、昨年度1年間の事業実績についてですが、まず離職等により経済的に困窮し住むところを失った、または失うおそれのある方に原則3カ月間の家賃の一定額を給付する住居確保給付金支援事業についての実績はないところですが、自立相談支援事業についての年間の実相談件数は23件で、月平均で申しますと約2件の相談があったところです。

相談の内容については、高齢者や傷病に伴う収入減少からの生活不安やひきこもりにかかわる相談、家計のやりくりにかかわる相談など多岐にわたっており、相談時の助言により解決する場合がありますが、複合的な課題を抱えている場合が多く、就労支援を必要とする場合などは長期間の支援を有するため、年度末時点での継続支援世帯は9世帯となっています。

また、支援内容によっては、ハローワークや社会福祉協議会、庁内の関係部署など各関係機関と連携を図りながら問題解決へ向け支援に当たっているところですが、ひきこもりの相談など訪問による支援が必要な場合には、相談支援員が直接訪問し、支援しています。

更に、各種サービスの手続など相談者が1人では不安がある場合などは、相談支援員が相談者に同行することにより不安の解消や円滑な手続ができるよう支援しているところです。

次に、2つの必須事業以外の任意事業についてです。

任意事業につきましては、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、子供の学習支援があり、まず就労準備支援事業につきましては、長い間就労しておらず生活リズムが崩れている場合や就労意欲が低下している場合などの理由から就労につながる事が難しい65歳未満の生活困窮者に対して、専任の就労準備支援担当者が就労準備に関するプログラムを作成し、一般就労に向けた日常生活のリズムづくりや、ボランティア活動、職場見学、模擬面接や履歴書の作成指導などの支援をするものであります。

現在、相談支援員が就労支援を行う過程で必要な場合には、就労に向けた意識づけや履歴書の作成指導など、この事業の一部を担っておりますが、本事業が必要となる対象者も少ないことから今後も引き続き自立相談支援業務の中で対応できるものと考えています。

次に、一時生活支援事業につきましては、一定の住居を持たない、いわゆるホームレスの方が対象の事業で、宿泊場所や食事の提供、衣類などの日用品の支給や貸与を行う事業であり、本市においては事例がないことから、現段階では事業実施の必要はないものと考えていますが、



仮に対象者があった場合には、市営住宅と生活保護制度で対応できるものと考えています。

次に、家計相談支援事業につきましては、家計のやりくりにより生活困窮に至っている世帯に対し、専任の家計相談員が相談者とともに家計のやりくり等を考え、指導することで、早期に生活困窮から脱却されることを目的とした事業であります。

家計のやりくりにつきましては、これまでの生活困窮者の相談の中でも件数の多い問題ではありますが、現在、相談支援員がこの業務を担えており、今後も対応が可能と考えています。

次に、子供に対する学習支援事業についてですが、この事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮者の子供に対する学習支援を推進することを目的としており、事業内容としては、高校受験のための進学支援や宿題の習慣づけといった学習支援のほか、社会性の育成、子供が安心して通える場所の提供、進路相談など地域の実情に応じて、教育委員会、学校との連携、調整を行いながら柔軟に対応することとなっています。

現在、本市では子供の学習支援事業を活用してはおりませんが、子育て日本一を目指す施策として、学校教育はもとより、特別支援教育支援員の配置を初め、適応指導教室ウィズの設定、更には放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館における中高生を含めた居場所づくりなど、全ての子供たちの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう各種施策を展開しており、支援を必要とする世帯の子供に適切な支援を提供することが、まさに本事業でいう学習支援に相当するものと考えますことから、今後も各関係機関の連携を密にする中で子供の支援の充実に努めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、現段階においては既存の支援制度を最大限活用する中で現在行っている2つの必須事業を基本に進めてまいります。今後とも社会情勢の変化や各種事業のニーズ量なども適切に把握するとともに、任意事業の導入も念頭に置く中で生活困窮者の自立支援に当たってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君） ちょっと1点だけ話したいと思います。

今、必須事業のほかに、任意事業の取り扱いということで市長からは返答がいただきました。4つの事業、いずれも全く取り扱いがない事業以外については非常に前向きに検討していくという答弁でありましたので、これについては特段、やらないという返答が来るかと思って、別な回答を用意していたんですけども、それは本当に期待していきたいと思います。

ただ、一番強調したいところは、質問にもありました、5月7日のこれは道新なんですけれども、質問でも言いました学習支援を行っていない道内の市ということで、士別市も載っております。

こんな中で、自分もこれを見て、あれ、何だ、悔しいなという思いをした中で、一般市民の方も、なぜ本市ではできないんだと、任意事業であるけれども、なぜできないんだらうかという疑問もある声も聞こえるやもしれないという中で、総体的に社会保障について懸命に努力さ

れている福祉部局の方面、そういう声も、なぜできないんだということではなくて、前向きに非常に検討しているということを今後期待しまして、この事業を行っていただきたいというふうに思ひまして、1点目は終わりたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 2点目は、市税についてお聞きいたします。

この項目では、収納率を上げるためにという観点のもと、市税についての本市の基本的な考え方について何点かお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

市税は、言うまでもなく本市の環境整備を初め、教育、医療、福祉の充実等、市民生活を営む上で欠かすことができない貴重な自主財源であります。28年度予算の中でも法人市民税の税率引き下げ等で対前年より若干減収の予定とのことでありますが、21億7,900万円の予算計上が見込まれています。

そこで、まずこの市税の納付場所についてお伺いいたします。

現在、本市の市税の納付場所は、市内の各金融機関、郵便局のほか金融機関休業日に限り図書館でも納付できるようになっています。これを他の市公金もそうありますが、コンビニ納付、コンビニ収納へのシステム導入に至らないかということであります。

今まで過去にこの問題については取り上げられており、システム導入の費用などの関係から見送られてきた経緯があると思いますが、もはや昨今の情勢からシステムを構築していく時期にとうに來ているのではないのでしょうか。平日でも、銀行に行かず、手数料108円をかけてコンビニATMを利用している人をよく見かけます。今や時代の趨勢、その利便性は明白であります。

26年度本市の市税の収納率は総計で96.6%、全道35市中第3位。前年の7位から改善され、現状で全道の上位の収納率であることから必要がないという声も聞こえてきそうですが、市民サービス向上の見地からも、コンビニ収納及びクレジット決済等、納付環境の充実を強く要望するものであります。

次に、督促手数料と延滞金についてお聞きいたします。

定められた納期限までに納付しない場合、延滞金や督促手数料が発生することになっています。まず、この延滞金の金利ですが、かつては年14.6%の日割り計算、預金金利がゼロ%台の低金利である近年は半分の7.3%となったようではありますが、それでも延滞金利の負担率は随分と高いようではありますが、本市では延滞金を徴収する場合、この金利を採用して加算しているのか。また、別な計算式で徴収しているのか教えていただきたいと思ひます。

次に、督促手数料ですが、これも同じく納期限までに納付しない場合、督促状発送後20日が過ぎれば、督促状1通につき100円が発生することになっているようです。督促手数料であるから延滞金ではないということですが、例えば納付額1,000円と5万円の市税に対しての100円では、年金利に換算すると、それぞれ10%、0.2%と随分差が出てきます。延滞金は納期限の翌日から日割り計算で発生するものと認識していますが、この督促手数料と延滞金の関連性が

よくわかりません。

加えて、この督促手数料100円の納付に対しても銀行に納付しに行くとかかるけれども、郵便局ではかからないという実態があり一貫性が感じられません。税の公平性の観点からも公平が保たれないのではと感じますが、この督促手数料と延滞金の考え方について、今後もこの対応でいくのか本市の考えをお聞きいたします。

最後に、市税の滞納繰越分の関係です。

26年度決算では、現年度分収入未済額、約959万円、滞納繰越分約6,801万円、合わせて約7,760万円となっていました。27年度分の決算ではどうなっているのでしょうか。わかればお知らせいただきたいと思います。

市民の納税意識が定着して、前述したとおり、現年度分を主体に本市は高い収納率を維持しているところではありますが、それでも固定化している滞納繰越分が大きく目立っている感じがします。過去の会社倒産などで発生したものが現在に至り、大きなウエートを占めているものと思いますが、この固定化している滞納繰越分の考え方について最後にお聞きするものであります。

私は、本年第1回定例会でも市内の老朽化した大型ホテルについて現況をお聞きしましたが、現状は任意売却等、目立った進展が望めない中、債権回収のため時効が成立しないように差し押さえを継続しているという答弁でありました。この物件に限らず、固定化している滞納繰越分のほとんどが債権回収か償却のいずれかの選択肢をとれないから今まで長期間塩漬けになってきたものだと思います。また、民間の資産であるから行政ではそれ以上踏み込んだ形もとれないこともあると思います。

戸建て住宅が主体の空き家問題は、民間資本レベルでも解決できることが多いと思います。しかし、これらの件は、もはや民間レベルではどうにもならないところに来ているのではないのでしょうか。住みよいまちづくりのため行政が主体の窓口となって、市民や民間事業者といろいろな角度で検討できるような場を設け、解決策を模索していくことも必要ではないでしょうか。

以上までの事柄について本市の御所見をお伺いいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、納付環境の充実についてであります。

現在の市内における納付場所については、各金融機関、郵便局、市役所本庁、朝日総合支所、各出張所のほかに、休日の納付場所確保のため図書館でも納付が可能となっています。

そこで、御提案のあったコンビニ収納は、平成24年に検討し、当時の初期導入費が約700万円と高額であること、また1件当たり60円の手数料が市の負担となることから、費用対効果の面で導入を見送ってきた経過があります。

コンビニエンスストアは、単なる買い物以外にも銀行ATMサービス、宅配受け取り、各種

税金収納に加え、最近では個人番号カードを利用した証明書等の自動交付など行政サービスの提供のほか、地域社会において災害や防災対策にも対応するなど、形態や機能の多様化とともに社会インフラ化しており、消費者に身近な店舗として全国に拡大しています。コンビニ収納を導入した場合、日常的に市民も利用する機会が多いため利便性向上にはつながりますが、一方において導入費用、手数料の面で課題があり、道内各市では35市中19市、上川管内では1市1町の導入にとどまっている状況です。

本市では、納税者には自主納付や口座振替を呼びかけるとともに、きめ細かな納税相談によって高い収納率を維持しているところではありますが、コンビニ収納の導入による効果は限定的であると考えているため、現時点において、まずは納付手続の簡単な口座振替の促進を優先し取り組んでまいります。

また、クレジット収納については、インターネットの普及やクレジットカードが決済手段として広く定着していることなどを背景に、18年に地方自治法が改正され、地方税など公金への利用も可能となったところです。クレジットカードの利用がより身近になっていることに加え、銀行などの窓口に出向くことなく自宅や外出場所からスマートフォン、パソコンにより、24時間、手元に現金がなくても納付が可能であること、支払いはカード会社の立てかえ払いであり確実な入金が見込まれるとともに納期内収納率の向上が期待できること、導入費も比較的安価で、手数料も納税者負担での設定が可能なことなどから本市でも検討してきており、納税環境充実のため具体的に導入に向けて作業を進めているところです。

次に、督促手数料と延滞金についてです。

延滞金の割合は、国税徴収法及び地方税法で年14.6%、うち納期限の翌日から1カ月は7.3%と規定されていますが、12年からは市場金利を反映した割合の特例が設けられており、27年中は9.1%、うち納期限の翌日から1カ月は2.8%が延滞金の計算割合となっています。延滞金は支払い遅延による利息及び罰則的性格を有しており、本市においても法に従い本税に加算し徴収しているところです。

また、督促手数料については、地方税法により納期限までに完納しない場合は20日以内に督促状を発送しなければならないとされており、その場合の手数料を市税条例により100円徴収することとしています。延滞金とは異なり郵送料などの事務手数料としての取り扱いのため1件ごとの定額で定められています。

しかし、督促手数料については市内金融機関に徴収依頼をしていますが、谷議員お話のように、納付場所によっては対応が困難な金融機関があり、また一方では生活困窮者の分割納付の場合も徴収していないことから公平性に欠ける実態があるものと認識しています。

現在、道内35市中、督促手数料を徴収している自治体は北斗市と本市のみであり、他市では本税優先、あるいは公平性の確保などを理由に廃止している現状です。こうしたことから本市においても内部協議を進めてきており、他市と同様の理由で今年度をもって廃止いたします。

また、延滞金についても、本来、法定の期限内に完納した納税者との負担の公平を図るもの

であるとともに税の早期完納を促進するなどの機能を有していることから、取り扱いに当たっては、より適正を期するよう今年度中に免除規定等、取り扱い要綱を策定して公平性を保持していく考えです。

次に、固定化している滞納繰越分の考え方についてです。

まず、市税の27年度決算の状況ですが、現年度分の収入未済額は855万円、滞納繰越分の収入未済額が6,747万円、合計7,602万円であり、対前年比158万円の減となっています。このうち企業の倒産などで5年を超えて長期にわたる滞納繰越は7件あり、滞納税額は約5,450万円です。全体の78%を占めていますが、滞納繰越分については、本市の滞納整理ガイドラインに基づき税の原則である公平公正性を念頭に置きつつ自主財源の確保に努めているところです。

また、空き家対策からの観点での御意見もいただきました。本市の空き家実態調査の状況、空き家対策の方針や国の補助制度活用の見込みなどについては、昨日、井上議員にお答えしたところですが、長期滞納処分状態にある建物で、特に大型物件については大きな課題であると認識しています。税の面からは、あくまでも法に従い滞納処分を執行するとともに可能な限り税に充当でき得る方法を探るのが使命であります。任意売買が全く見込めない場合や公売に付し市場性がないと判断した際には滞納処分の解除を検討します。

また、差し押さえられていても財産の帰属はもとの所有者ですので、当然、財産の保全などの管理責任を果たす義務があり、行政は指導、啓発を行います。主体となるのは困難と考えます。したがって、個別物件について市が処分、活用を検討することにはなりません。まちづくりの視点で、そのエリアにどういう機能を有すべきか、どんな施設、設備が必要なのか、そのために既存建物を活用できるのかといったことについて広い視野で検討していくことが必要であり、その結果、長期滞納物件の整理に結びつくことが望ましいものと考えているところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君） おおむね100点満点の回答だなというふうに思っております。

ただ、最後ですから2点ほど述べさせていただきます。自分の質問を終わりたいと思うんですが、まず前半部分でコンビニ収納の件ですけれども、札幌、旭川、都市部はもう全て行っております。そんな中で現状では取り扱わないという答弁でありましたけれども、取り残されないように、気がついてみれば本市だけが取り扱っていないということのないように、時代の要請の中でスムーズな取り扱いでお願いしたいと思います。

最後に、滞納分、督促分についてでありますけれども、これは公共施設と民間の施設ということで違いはあるんですけれども、公共施設については、当然のごとく、今これから10月から供用開始されるいきいき健康センター、市庁舎整備事業などで、それぞれ企画調整会議ですとか検討市民委員会の中で、それらの建物についてどうするかという非常に前向きな市民からの意見、そういうのも取り上げて取り組んでいるというところでありまして、今後、これ

から21世紀、また特に過疎地域、人口減少問題を抱える地域にとっては、そういった民間建物についても、どうにもならない部分というのは当然どこの地域も出てくると思います。その中で、まずは行政は関係ないということにはなるんですけども、できるだけそういった後ろ向きなものも行政としては取り組んでいくべき課題じゃないかな、その中で土別のまちづくりも見えてくるんじゃないかなということを訴えまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明23日は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、明23日は休会と決定いたしました。

なお、24日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時28分散会）